

2 シンポジウム開催状況

2.1 第1回 ～鹿児島県鹿児島市～

2.1.1 開催概要

図表 2-1-1 第1回 開催概要

項目	内容
タイトル	文部科学省委託事業「ケータイモラルキャラバン隊」 鹿児島県 PTA 連合会 研修会
開催日時	平成 25 年 1 月 20 日（日） 13:30～16:10
開催場所	南日本新聞会館 みなみホール
定員	300 名 参加者数約 130 名
主催	情報通信総合研究所、文部科学省、鹿児島県 PTA 連合会
共催	安心ネットづくり促進協議会
後援	鹿児島県教育委員会、鹿児島県連合校長協会

図表 2-1-2 第1回 プログラム

1.挨拶
外城戸 昭一（鹿児島県 PTA 連合会 会長）
2.文部科学省説明
「ケータイモラル、情報等に関する小学校、中学校での取り組み」 川又 竹男（文部科学省 スポーツ・青少年局 青少年課長）
3.総務省説明
「スマートフォン等の安心・安全な利用環境の整備に向けた取り組み」 武永 次男（総務省 九州総合通信局 情報通信部 電気通信事業課長）
4.講演
「情報社会を健やかに生きる子どもを育むために～見守る側としてできること、知っておきたいこと～」 尾花 紀子（ネット教育アナリスト）
5.パネルディスカッション
「子どもたちが情報社会に向き合うために、大人がやるべきこと」 パネリスト : 尾花 紀子（ネット教育アナリスト） 川又 竹男（文部科学省 スポーツ・青少年局 青少年課長） 中西 昭郎（鹿児島市立甲南中学校 校長） 新原 市郎（鹿児島県 PTA 連合会 副会長） コーディネーター：曾我 邦彦（社団法人 日本 PTA 全国協議会 元会長）

2.1.2 講演内容

(1) 挨拶

- ・鹿児島県内の携帯電話・スマホ所有率は全国平均に比べれば低いですが、親としての責任、親としての役割を知った上で子どもに対応していくことが求められる。
- ・携帯電話・スマホの現状を知り、パネルディスカッションで理解を深めてほしい。
- ・来年からはケータイモラルキャラバン隊ではなく、ネットモラルキャラバン隊として更に活動を充実させたいと考えている。

(2) 文部科学省説明

- ・スマホは急速に広まっている。鹿児島県内でのスマホ所有率は小学生 8.5%、中学生 28.7%。高校生全体では 48.0%だが、高校一年生だけを見ると 70%を超えている。
- ・文部科学省では、子どもの携帯電話・スマホ利用やコミュニティサイト利用実態の把握、子どもや保護者への意識啓発や青少年インターネット環境整備法の普及啓発、学校での情報モラル教育を行っている。また、インターネットいじめの対応マニュアルを作成した。
- ・学校現場においては、小中学校への携帯電話等の持込み原則禁止、高校での使用制限といった指針を示している。
- ・青少年の携帯電話やスマホの安全な利用に対しては、一つの省庁、一つの組織だけではなく、いろいろな人が協力して対応していかなければならない。本キャラバンをきっかけとし、鹿児島県内でも関係機関が連携して積極的に取り組んでほしい。

図表 2-1-3 文部科学省 資料

<p>子どもの携帯電話やインターネットをめぐる問題に関する 文部科学省の取組</p> <p>1. 実態の把握</p> <p>● 子どもの携帯電話の使用状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成24年度「全国学力・学習状況調査」によると、小6の約36%、中3の約63%が携帯電話を持っている。また、小6の約13%、中3の約34%が通話メールをほぼ毎日している。 ● 携帯電話の使いかたについて親の人のとの約束の状況の把握 (※調査対象は小学生のみ) ●平成24年度「全国学力・学習状況調査」によると、携帯電話を持っている子どもにおいて、携帯電話の使いかたについて、親の人の約束したことを守っている子どもの割合に、増加傾向が見られる。「ほとんど守っていない」「守っている」と回答した子どもは、平成21年度調査では、小6は約60%、中3は約69%であったが、平成24年度調査では、小6は約67%、中3は約76%となっている。 <p>● 普段(月曜日～金曜日)あたりのインターネットの使用状況の把握 (※調査対象は小学生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成24年度「全国学力・学習状況調査」によると、普段(月曜日～金曜日)、1日あたり1時間以上インターネットをする子どもの割合に、増加傾向が見られる。 ●平成20年度調査では、小6は約17%、中3は約21%であったが、平成24年度調査は、小6は約21%、中3は約43%となっている。 <p>● いじめに関する調査を通じた実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ●毎年実施している「児童生徒のいじめ等発生状況調査」の調査項目に関する調査において、平成18年度以降の調査より、調査項目の見直しを行い、「いじめの態様」に、「パソコンや携帯電話等」を新たに加える。という項目を追加。 (小・中・高・特別支援学校において、平成23年度に2,992件、前年比59件減少) <p>● 青少年が利用するコミュニティサイトの実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ●青少年が利用するコミュニティサイトに関する実態調査を平成21年度に実施。 ●調査期間中、約10万の投稿を確認し、うち注意を要する投稿、問題のある投稿は158件と全体の約0.9%。 ●投稿者の約10万は女性であり、投稿サイト種別ではプロフィールサイト(プロフィール)が全体の約5%を占め、投稿数は約6%。 ● 携帯電話利用に関する親子のルールづくり等に関するアンケート「ちよっ」と呼んで、はじめての「ケータイ」を作成(PTA団体・都道府県教育委員会等)に対して配布。現在でも文部科学省HPからダウンロード可能。 ● ケータイモラルキャラバン隊 ●インターネット上のマナーや実態でのルールづくりの重要性を周知するための有識者によるキャラバン隊を結成し、全国(6ヶ所)で保護者等を対象とした学習・参加型のタウンミーティングやワークショップなどを平成23年度より開催。 	<p>● 青少年インターネット環境整備法の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成21年2月10日に、内閣府、警察庁、総務省等と共同で、青少年インターネット環境整備法の4月施行をフィラリングの普及促進のため、各地域に取組むこと文書で実施。 ●平成23年3月23日に、「青少年が利用する携帯電話へのフィラリングの普及について(協力依頼)」通知を教育委員会等に発出。 <p>● 「e-ネットキャラバン」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総務省、文部科学省及び通信教育団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施。 <p>● 青少年安心ネット・ワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●インターネットにつながる新たな機器への対応や緊急時に有効なインターネットの活用方法などについて、青少年が理解・体験するワークショップ事業を、平成24年度より実施。 <p>● 地域における有識者対策推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スマートフォンなど日々進化・普及していくネット環境に対応するため、新たな課題等を青少年・保護者に対し普及啓発するとともに、ネットトラブルの軽減など学校・家庭・地域が連携した先進的な取組を充実させ、地域における有識者対策を推進する事業を、平成24年度より実施。 <p>3. 学校での携帯電話の取扱い</p> <p>● 携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ●有識者等の取組への協力と調査の結果を踏まえて、小中学校への原則持込み禁止、高等学校の校内での使用制限等の指針を示した「学校における携帯電話の取扱い等について(通知)」を平成21年1月30日に発出。 <p>4. ネット上のいじめへの対応</p> <p>● 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集(学校・教員向け)の作成・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「ネット上のいじめ」を発生した場合の対応の手順や指導の在り方、家庭との連携等について、マニュアル・事例集を平成20年11月12日に作成(都道府県教育委員会等へ配布)。 ● 「学校ネットトラブル」に関する調査研究 ●平成20年度、22年度において、ネットトラブルの効率的・効果的な実施方法や、継続的な実施の在り方等について調査研究を実施し、平成24年9月に「学校ネットトラブルに関する取組事例・資料集(教育委員会等向け)」を取りまとめた。 <p>5. 情報モラル教育の推進</p> <p>● 「新学習指導要領等」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小中学校及び高等学校の新学習指導要領の「総則」において、各教科等の指導に当たっては、児童・生徒が「情報モラルを身に付ける」ことを規定。 ●新学習指導要領を踏まえ、「教育の情報化」に関する方針を作成し、情報モラル教育の具体的な事例等について調査(平成21年調査、22年10月改訂)。 ●教育の情報化に関する総合的な推進方策「教育の情報化ビジョン」(平成23年4月20日に策定)。 ●このなかで、情報モラル教育の重要性について明記。 ● 「情報モラル教育」に関する指導力の向上 ●独立行政法人教育研修センターと連携し、同センターにおいて、各地域で情報モラル教育の中核的な役割を担う教員等を対象とした研修を平成22年度より実施。
--	---

(3) 総務省説明

- ・スマホは急速に普及しており、民間調査によると今後は 7 割くらいがスマホになると予想されている。現時点では、鹿児島は大都市圏ほど普及率が高くない。
- ・フィルタリングソフトの利用者数が伸びており、出会い系サイト等での 18 歳未満の被害件数は減少している。代わって、コミュニティサイトでの被害件数が平成 20 年頃から増えてきた。
- ・総務省では、これまで利用実態調査やリテラシーテスト、e-ネットキャラバン等を実施しており、九州地方でもそれらに取り組んできた。更に、熊本では、地域の関係団体と協力し「熊本県青少年安全・安心ネット利用促進連絡会」を立ち上げている。鹿児島でも是非こういった取組を進めて欲しい。

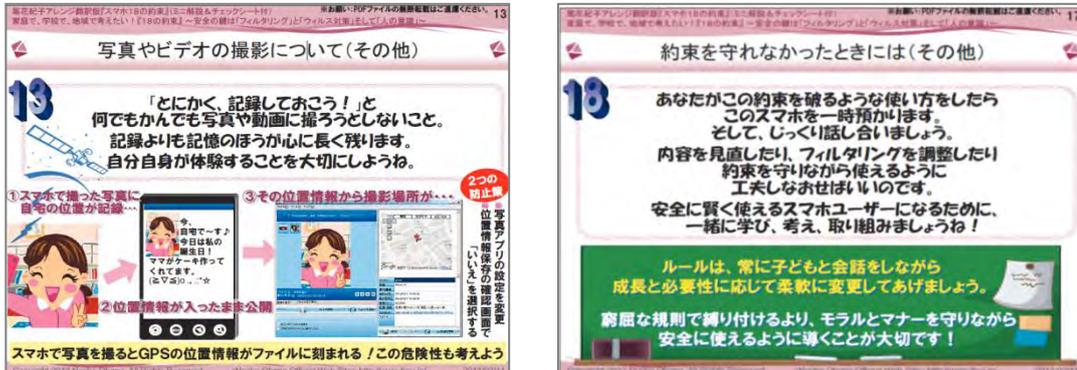
図表 2-1-4 総務省 資料(抜粋)

九州総合通信局の取り組み	九州総合通信局の取り組み
<p>平成24年度 重点施策</p> <p>ICTで明るい未来 ～電波と光でつなぐ安心・安全・豊かな九州～</p> <p>【重点項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した防災・災害対策の強化 地域課題解決に向けたICT活用推進 「地方完全移行」の完結と新たな電波利用の推進 安心・安全な電波利用環境の整備 安心・安全な電気通信サービス利用環境の整備 <p>急激に普及するスマートフォン、光インターネット等の電気通信サービスは、国民生活に必要不可欠な社会基盤となっています。各種サービスが多様化・高度化・複雑化する中、契約を巡るトラブルやコンピュータウイルスの被害など様々な問題が発生しており、電気通信事業者・消費生活センター等と連携して、誰もが安心・安全に利用できる、電気通信サービスの利用環境整備を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信サービス利用者の支援 ○ 青少年のインターネット利用環境の整備 ○ 情報セキュリティ・個人情報保護の普及啓発の推進 	<p>熊本県青少年安全・安心ネット利用促進連絡会</p> <p>背景</p> <p>スマートフォンが青少年にも急速に普及してきている中、スマートフォンを青少年が安全・安心に利用するために青少年や保護者等が把握、しておくべき情報(スマートフォンの特徴、スマートフォン上のサービスの特徴、事業者が提供する安全・安心サービスの概要等)が不足しており、どのように対応してよいのかわからないという声やPTAや消費者団体等から寄せられている。</p> <p>さらに、地方における情報の不足は顕著であり、必要な情報を地方にもしっかりと展開して欲しいという要望も関係者から寄せられているところである。</p> <p>目的</p> <p>熊本県においては関係者(自治体、警察、PTA、消費者団体、学校関係者、有識者、電気通信事業者等)が幅広く連携した体制を構築して、スマートフォン利用を前提とした新しいサービス展開に対応するための関係者間の情報共有及び青少年、保護者を対象としたスマートフォンの安全・安心な利用に向けた啓発活動を展開し、青少年が安全・安心にスマートフォンを利用できる環境を整備することを目的とする。</p> <p>第1回例会</p> <p>平成24年6月27日 開催</p>

(4) 講演

- ・20 歳以下の子どもたちは、子どもの頃から ICT が身の回りにある。アナログ世代の親が使い方の面で子どもたちに追いつくことは難しい。
- ・個人電話帳データが、サーバに送られている仕組みを用いるアプリケーションもある。このように、本人が余り意識しないままに個人の情報が抽出されていることもある。
- ・最近話題となっているアメリカ人親子の「スマホ 18 の約束」。日本の文化とは合わない部分もあるので、日本仕様にして考えることが重要である。例えば、スマホの使用時間は、家族との時間を重視するアメリカと、塾通いの子どもが多い日本とでは、設定時間が変わってくる。
- ・スマホの使い方を教えることも子どもの教育の一環として捉え、自らの責任によってスマホを管理することや、自らが考え利用するよう教育することが必要である。その際に子どもがトラブルに巻き込まれないように手立てを講じておくことが保護者の役割である。
- ・スマホは人との付き合い方やマナーの勉強にもなる。例えば、電話対応の仕方、相手の状況を配慮した友だちとのコミュニケーションの取り方、誹謗(ひぼう)中傷の禁止などは、スマホの利用を通じて教えることができる。

図表 2-1-5 講演資料(抜粋)



●尾花 紀子オフィシャルサイト <http://www.frey.jp/index.html>

●講演資料掲載ページ http://www.frey.jp/sol/edu/index.html#open_pdf

(5) パネルディスカッション

- ・この数年で高校生のスマホ所有率は一気に高まった。ただ、利用する社会の成熟度が追いついていない。
- ・法律では、保護者の役割は家庭でのルール作り、子どもの教育を行うこととされている。
- ・スマホについては、インターネット上の有害情報フィルタリングの対応は進んでいるものの、一部機種ではアプリケーションのフィルタリングが対応できていない。道具にはそれぞれの特徴があり、利便性一方で危険性も存在する。自分の子どもの状況に最もふさわしいものを、保護者が賢く選ぶべきである。
- ・テレビや自転車といった道具は、保護者も学校も同じ考えを持っていたために、連携して子どもたちの教育を行うことができていた。しかし、携帯電話については、学校への持込禁止といった話が一方にあるため、学校サイドでの取組は進んでいない。
- ・「スマホ 18 の約束」はすべてを禁止するルールではない。子どもに考えさせるルール、スマホの良さも認め使い方を広げるルールが盛り込まれている。子どもの人格も尊重するルールであるところから世界中に広がったのだろう。
- ・昨今の教育では、子どもの判断力・思考力を育てることを重要と考えているが、スマホに関しても同様である。また、スマホの回りで発生している問題は、人間関係の問題や家族の問題など、いろいろな問題を包含したものである。スマホをきっかけに親子で向き合うことや、スマホをきっかけに子どもが人とかかわり方を身に付けていくように教育することが求められる。

2.2 第2回 ～宮城県仙台市～

2.2.1 開催概要

図表 2-2-1 第2回 開催概要

項目	内容
タイトル	文部科学省委託事業「ケータイモラルキャラバン隊」 仙台市 PTA 協議会 研修会
開催日時	平成 25 年 1 月 28 日（月） 13:30～16:10
開催場所	仙台イズミティ 21 小ホール
定員	400 名 参加者約 200 名
主催	情報通信総合研究所、文部科学省、仙台市 PTA 協議会
共催	安心ネットづくり促進協議会
後援	仙台市教育委員会

図表 2-2-2 第2回 プログラム

1.挨拶
内田 幸雄（仙台市 PTA 協議会 会長）
2.文部科学省説明
「ケータイモラル、情報等に関する小学校、中学校での取り組み」 関根 章文（文部科学省 スポーツ・青少年局参事官（青少年健全育成担当）付 青少年有害環境対策専門官）
3.総務省説明
「スマートフォン等の安心・安全な利用環境の整備に向けた取り組み」 増田 和宏（総務省 東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課長）
4.講演
「スマホってどんなもの？子どもが使って大丈夫？」 藤川 大祐（千葉大学教育学部教授）
5.パネルディスカッション
「子どもたちが情報社会に向き合うために、大人がやるべきこと」 パネリスト：藤川 大祐（千葉大学 教育学部教授） 関根 章文（文部科学省 スポーツ・青少年局参事官（青少年健全育成担当）付 青少年有害環境対策専門官） 菊地 淳（仙台市教育委員会 相談課 指導主事） 吉田 信子（仙台市 PTA 協議会 副会長） コーディネーター：曾我 邦彦（社団法人 日本 PTA 全国協議会 元会長）

2.2.2 講演内容

(1) 挨拶

- ・二年前にも似たようなシンポジウムを開催したが、当時は携帯電話しか使われていなかった。いまやスマホが著しく普及しており、これらがなく大人も生活が成り立たない世の中である。
- ・子どもたちがどんな環境になっているのか、まずは親が勉強する必要がある。

(2) 文部科学省説明

- ・のケータイモラルキャラバン隊事業は、昨年度から始まっており、昨年度は新潟、京都、茨城、徳島、佐賀、青森で開催した。今年は鹿児島以降 6 回開催の予定である。
- ・スポーツ・青少年局では「バーチャルよりリアル」、「うち遊びより外遊び」、「一人より集団で」をモットーに、体験活動の推進ほか、青少年の健全育成を担当しており、その観点から本事業に取り組んでいる。
- ・これまでの携帯電話はフィルタリング対応が重視される傾向があり、各携帯電話事業者が対応してきた。スマホと携帯電話は、本質的に異なっている。保護者には、「買い与えて終わり」ではなく、「その後見守り続ける」、ということを意識して青少年に接していただきたい。地域の中でも、是非そういう問題意識を話題として取り上げていただきたい。

(3) 総務省説明

- ・資料につき説明。「青少年インターネット環境整備法」、「スマホ安心・安全利用促進プログラム」、「スマホ利用におけるフィルタリングの推進」、「インターネットリテラシーの現状分析、利用機器の現状(ILAS)」
- ・東北地域では、各県に行政やPTA、民間事業者等から成る連携体制がある。東北総合通信局としては、研修会等への講師派遣や e-ネットキャラバンの推進に取り組んでいる。

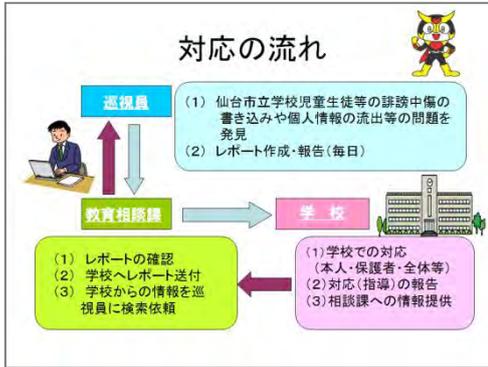
図表 2-2-3 総務省 資料(抜粋)



(5) パネルディスカッション

- ・携帯電話やスマホの問題は、テレビの向こう側の話ではなく、現実の危機として捉えられる。自分自身の身の回りでも事件が起こる身近な問題である。
- ・以前はインターネットとは情報を受けることが中心のツールだったが、現在では発信ツールとしての位置付けが高まっている。インターネットにより社会と家庭との関係が密接になったことで、青少年が加害者になる可能性も高まった。就職活動において、企業側が就職希望学生のインターネット上での掲載状況をチェックすることも多く、その際になって以前の自分の書き込みを消そうとしても遅いといったこともある。高校生までに適切に使う力を付けることが非常に重要となっている。
- ・仙台市教育委員会では、「仙台まもらいだー インターネット巡視事業」を実施し、児童生徒がインターネット上において、誹謗(ひぼう)中傷や不正な個人情報の掲載、出会い系サイトによる誘因等の被害に巻き込まれないように対策を行っている。学校で発見できない問題の把握や問題被害の未然防止が可能である。巡視方法の工夫や保護者との連携などが課題である。
- ・18歳になれば、法律上でも保護の対象ではなくなる。それまでに自分で判断する力を身に付けることが必要である。高度情報社会では、批判的思考、自分で吟味する力、クリティカルなもの見方が重要だろう。
- ・中学校入学前に小学校の保護者を対象に、情報モラルの研修を行っている学校も多い。家庭で話し合いを適切に行うことができ、親子のコミュニケーションが図られれば、しっかりとした日常生活も築いていける。携帯電話やスマホをきっかけにして、子どもの話を聞くことが重要だろう。
- ・昔は、こういった教育は学校に任せていけばよかったが、今は家庭教育の位置付けも大きいと思う。教員向けの研修だけでなく、保護者と共に現在の状況を正しく理解し、子どもへの対応をどうすべきかといった研修の場を増やしていきたい。更には教育関係者と保護者だけでなく、地域も含めて、子どもにとってどういうことが一番大切なのか考えていけるように、研修方法やかかわり方を考えていきたい。
- ・家庭内では、ちょっとした子どもの変化や携帯電話の利用状況に関心を持って欲しい。子どもの異変に気づける環境づくりは重要である。携帯電話に限ったことではないが、問題の解決を学校と共に考え、共に見守っていける関係づくりを進めて欲しい。また、こういった話を今日の参加者は、多くの保護者に伝えてほしい。

図表 2-2-5 仙台市教育委員会 資料(抜粋)



2.2.3 当日の様様

①文部科学省説明



②講演



③パネルディスカッション



2.3 第3回 ～石川県金沢市～

2.3.1 開催概要

図表 2-3-1 第3回 開催概要

項目	内容
タイトル	文部科学省委託事業「ケータイモラルキャラバン隊」 石川県 PTA 連合会 研修会
開催日時	平成 25 年 2 月 2 日（土） 13:30～16:10
開催場所	地場産業振興センター コンベンションホール
定員	定員 310 名 参加者約 230 名
主催	情報通信総合研究所、文部科学省、石川県 PTA 連合会
共催	安心ネットづくり促進協議会
後援	石川県教育委員会、総務省北陸総合通信局 いしかわ青少年安心ネット環境推進連絡会（i ネット推連）

図表 2-3-2 第3回 プログラム

1.挨拶
石野 一樹（石川県 P T A 連合会 会長）
2.文部科学省説明
「ケータイモラル、情報等に関する小学校、中学校での取り組み」 川又 竹男（文部科学省 スポーツ・青少年局 青少年課長）
3.総務省説明
「スマートフォン等の安心・安全な利用環境の整備に向けた取り組み」 苑田 洋史（総務省 北陸総合通信局 情報通信部長）
4.講演
「情報社会を健やかに生きる子どもを育むために～見守る側としてできること、知っておきたいこと～」 尾花 紀子（ネット教育アナリスト）
5.パネルディスカッション
「子どもたちが情報社会に向き合うために、大人がやるべきこと」 パネリスト：尾花 紀子（ネット教育アナリスト） 米田 謙三（私立羽衣学園高等学校 教諭） 川又 竹男（文部科学省 スポーツ・青少年局 青少年課長） 石倉 喜八朗（石川県教育委員会 学校指導課 課長補佐） 松寺 麗子（石川県 PTA 連合会 副会長） コーディネーター：曾我 邦彦（社団法人 日本 PTA 全国協議会 元会長）

2.3.2 講演内容

(1) 挨拶

- ・石川県では「いしかわ子ども総合条例」により、小中学生に対しては「携帯電話端末等を持たせないよう努めるものとする」と定められており、携帯電話・スマホを所持している小中学生は少ないと思う。しかし、「ケータイモラル」といっても、実際には「インターネット上のモラル」と捉えられるので、本日はそのような観点から皆さんとともに学んでいきたい。
- ・個人的には、子どもがゲーム機で遊んでいる姿を見ると楽しそうだと思うが、その年代の時々でしか経験できない貴重な体験こそ重要なのではないかとも思っている。大人が作り出したインターネット社会で、子どもはどうすればいいのか、皆さんと考えていきたい。

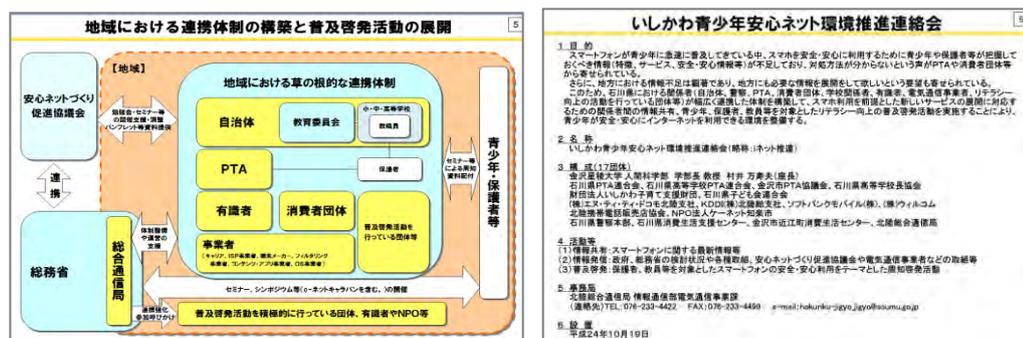
(2) 文部科学省説明

- ・ケータイモラルキャラバン隊は昨年度から始まっており、今年度も6か所で実施の予定。来年度は携帯電話・スマホに限らずネットモラルの研修(キャラバン隊)を実施する予定である。
- ・全国の調査結果データを見ると、小学6年生の約36%、中学3年生の約63%が携帯電話を持っている。今後は、携帯電話よりもスマホの利用が前提になっていくだろう。
- ・石川県は条例の影響もあり、携帯電話等を持っていない割合が他に比べて高い(小学6年生では約81%、中学3年生では約67%が所持していない)。

(3) 総務省説明

- ・資料につき説明。「スマホ国内出荷台数推移」、「スマホの特性など」、「フィルタリングサービスの仕組みの違い」、「スマホ安心・安全利用促進プログラム」。
- ・総務省では地域における連携体制の構築と普及啓発活動の展開を進めており、北陸地方では、石川県内の17団体(PTA、通信事業者、県警、消費生活支援センター等)によって構成される「いしかわ青少年安心ネット環境推進連絡会」の設立、「青少年安全・安心ネットづくりセミナー(H24.10.19)」の開催などが挙げられる。

図表 2-3-3 総務省 資料(抜粋)



(4) 講演

- ・石川県は、条例があるからこそ、持たせない時期に、大人が学んでおこうという取組がなされていると思っている。
- ・LINE 利用者が急上昇している。2011 年 6 月には 5 人から始まったサービスが、2013 年 1 月には、利用者 1 億人を突破した。
- ・子どもの規範意識を育てるためには、保護者自身が正しい行動をする必要がある。大人はどうしても、自分の都合で、ルールを曲げたがる。子育てを通じて、保護者が尺度を曲げないこと、これが教育への一番の近道だと思う。大人のコミュニケーション力が、子どものコミュニケーションを育てると言えるだろう。

(5) パネルディスカッション

- ・石川県の基本方針は、「携帯電話は学習活動に直接必要のないもの」「保護者は特別な場合を除き小中学生に携帯電話を持たせない」である。「携帯電話を持たせる場合にはフィルタリングを設定する。スマホは本体に設定する」「携帯電話を持たせる場合には、事前に親子でルール作り」という考え方を持っている。県 PTA 連合会でも同様の考え方で、啓発活動(チラシ作成等)を行っている。
- ・県内では、公立高校入試が終わった日に携帯電話を購入し、中学の卒業式にみんなで写真撮って、メールアドレスを交換する、という文化ができつつある。県の教育委員会では、そのタイミングに合わせて保護者向けのパンフレットを配布している。
- ・条例があることばかりが目されがちであるが、「発達段階に応じて」所持するかどうかは判断すべきという文言があり、これこそが重要だと思っている。家庭で大丈夫だと自信を持てるのであれば、問題はないと思っている。
- ・携帯電話等への依存症が問題になっているが、毎日 3 時間携帯電話等を利用することは、年間の指定授業時間とほぼ同等であり、そういった使い方では問題といえる。
- ・高校入試日に、みんなが一斉に携帯電話・スマホを購入するというのであれば、その前に教育する機会を与えるべきだろう。子どもたち自身に討議をさせて考えさせるワークショップなどを行うとよいのではないだろうか。実際に、「高校生熟議」では、高校生達がインターネットや携帯電話・スマホについて自ら考え、議論している。高校生が改めて自らを振り返って考えることは、大人が教えるよりも効果が大きそうだ。
- ・小中学校の道徳授業で、各主体と連携し、非行被害防止講座等を進めている。情報モラル教室は他のモラルと違って、使える力を付けることも大事である。利便性ととも、危険性もあるので、自分の判断で使う力を培うことが大切である。また、リアル体験の重要性も忘れてはならない。
- ・国でも、これまで様々な有害情報から子どもをどう守るかといった対策を行ってきた。しかし、インターネットは、むしろ有害情報から守るだけでは済まない。子ども自身が加害者にもなりうる。他省庁との連携により、どのように実施していくか考えていく必要がある。

図表 2-3-4 石川県 PTA チラシ



2.3.3 当日の様様

①会場の様子



②文部科学省説明



③講演



④パネルディスカッション

